墓 集 要 項(室)の 概 要

施設名	募 集 要 項(案 _. □)の 概 要						
項目	「堺	市立フォレストガーデ	シ」					
I はじめに p.1								
II 施設の設置目的 p.1	市民が身近な自然に親しみ、農林業体験を通して健康で活動的なレクリエーションを行う場を提供するとともに、自然緑地の保全と活用を図り、農林業の振興に資するために設置された施設							
Ⅲ 事業内容に関する事項								
① 施設の名称・場所P. 1	施設名称: 堺市立フォレストガーデン 設置場所: 南区釜室188-1外 設置年月: 垣外谷ゾーン 平成6年4月 施設規模: 敷地面積 垣外谷ゾーン 71,956 ㎡ 奥谷ゾーン 平成17年9月 奥谷ゾーン 6,136 ㎡ 78,092 г							
	・施設の運営業務・施設の維持管理業務	※市として求める目標・水塗						
② 指定管理者が行う業務	・市民菜園に関する業務 ・里山エリア活用業務 ・施設の収穫物を活用した地産地消推進業務	区 分 ① 適正な管理運営の確保 に関する目標 ② 利用者サービスの向上 への取組に関する目標	事故発生件数	目標・水準等 年間発生件数 0 件				
P. 1 ~2			市民菜園使用率	使用率85%以上				
	・施設を活用した農福連携・その他の業務	③ 収支に関する目標	収支のバランス	単年度収支黒字の確保				
③ 管理運営の基本的事項 P. 2	・堺市立フォレストガーデン条例第1条の設置目的に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・政治的行為等の禁止 ・利用者の意思及び人権を尊重したサービスの提供 ・法令遵守 ・効果的、効率的な管理運営による経費の縮減 ・利用者等の意見・ニーズを反映したサービスの向上 ・利用者の安全かつ快適な利用のための施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持							
④ 指定期間 (予定) P.3	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)。この期間は、市議会の議決を経て決定する。							
⑤ 自主事業 P.3	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。 自動販売機の設置については、別途行政財産貸付の手続きが必要							
⑥ 管理経費等 P.3~4	・会計年度(4月1日~3月31日) ・指定管理料の支払い等 提案上限額:12,000千円/年(税込) (うち樹木管理費2,600千円(固定)とそれ以外の経費9,400千円(上限)を区分すること) ・指定管理料の支払い時期(年12期に分割した部分払い)なお、樹木管理費は年度終了時に事業実績に応じて精算・指定管理料に含まれる経費(人件費・管理費)・指定管理者の収入(指定管理料・自主事業収入) ・自主事業の実施に係る経費(指定管理料からの支出は不可) ・経理事務(経理規程の策定及び帳簿の作成、自主事業に係る経費との区分)							
⑦ 使用料等 P.4~5	・使用料の徴収委託・使用料の減免等・自主事業の参加費等の徴収							
8 管理の基準 P.5~7	・関係法令等の遵守 ・開園時間及び休園日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・使用許可等 ・守秘義務 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応 ・本市の施策との整合:障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除 ・市政への協力:男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策への積極的な協力							
9 基本事業計画書及び年度事業計画書 P.8	・管理運営方針・従業員の配置計画・収支計画・利用促進計画・自主事業計画・E_例ング計画・人材育成及び研修計画・苦情、要望への対応・個人情報の保護・情報公開方針及び広報計画・管理施設等の維持管理方針・目標設定及び達成方策・緊急時対策							
⑩ リスク分担 P.8	「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」別紙5のとおり。詳細は、指定管理者の指定後に協議を実施							
⑪ 管理運営に伴う租税 p.8	管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は指定管理者が負担							
② 保険加入 P.9	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険へ	への加入						
⑬ 第三者委託 P.9	管理業務の第三者委託の不可。ただし、駐車場の警備、木製品等の保守点検及び樹木管理業務については、あらかじめ市の承認を得 た場合は委託可。							
⑭ 本市の指示等 P.9	・管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 ・上記の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。							
⑤ 定期会議の開催 p.9	・業務を円滑に実施するため、定期会議を1カ月ごとに開催							
⑤ モニタリング等 P.10	・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示、評価の実施・第三者によるモニタリングの実施(指定管理者の指定後、別途通知)							
① 管理業務の報告 P.10	・会計年度終了後の事業報告書の提出・公開・・月例報告書の提出・・緊急事態等の報告							
懇 継続困難になった場合の措置P.11	・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。							
19 引継ぎ等 P.11	・指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復							
② 管理運営業務に関する評価 P.12	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価、第三者の外部有識者への意見聴取を 実施。管理運営業務への反映、必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。							

IV 募集手続きに関する事項								
		募集要項の公表 (市 HP)	令和3年10月22日(金)~12月21日(火)	書類審査	令和4年1月中旬~下旬(予定)			
		施設の現地説明会	令和3年11月19日(金)	面接審査	令和4年1月下旬(予定)			
1 1	公募選定のスケジュール	質問書の受付	令和3年11月26(金)~12月3日(金)	選定結果の通知	令和4年2月上旬(予定)			
F	P.12	質問書の回答 (市 HP)	令和3年12月10日(金)予定	市議会による指定管理者の 議決	令和4年3月(予定)			
		応募書類の受付	令和3年12月15日(水)~21日(火)	※応募団体が4団体未満の場合は、書類審査及び面接審査を「 一日程で行うこともあります。				
② 応募資格等 P.12~13	5首次收竿 D.1212	法人その他の団体又はグループ(個人応募は不可)						
2 11	U券負借守 P.12~13	(3)応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与(上限6点)						
3 2	尺格事項 ④選定対象除外 P. 1	L3~14	欠格事項該当で応募無効。虚偽、不正等失格で選定対象除外					
4 5	芯募手順 P. 15∼16		上記公募選定のスケジュールにおいて所定の手続きにより応募					
V 提出書類に関する事項 P.16∼18			「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」添付の指定管理者候補者選定に係る関係様式参照					
VI	VI 選定及び指定に関する事項							
1 1	選定審査方法 P.18	資料 3 「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」別表の 「選定基準」、 資料 4 「選定審査方法」、 資料 5 「面接審査」参照						
2 j	選定結果の通知等 P.19 選定	選定結果については、令和4年2月上旬を目途に文書で通知し、市 HP で公表。						
3 ‡	指定管理者の指定等 P.19 候符	候補者の決定後、市議会(3月予定)で指定議案の議決を経て指定。						
4 ti	4 協定に関する事項 P.19 指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を 締結							
VII	VII その他 ① 注意事項 p.19 ② 添付書類 P.20 「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」参照							